

意見書案第12号

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成23年12月16日提出

提出者議員	伊	澤	幸	信
賛成者議員	篠	原	藤	雄
〃	堀		孝	行
〃	宮	下		透
〃	安	田	昌	幸
〃	古	石	英	仁
〃	牧	田	滋	昌
〃	酒	井	和	子
〃	上	田	久	司

## 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素と言える。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権の一つであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。

平成22年6月22日に、政府は、「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしている。地方運輸局は、ご承知のとおり、国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通、運輸にかかわる行政を行っている。

こうしたなかで、3月11日に発生した東日本大震災にかかわっては、東北地方の出先機関で働く職員のみならず、全国の出先機関から派遣された職員とともに、本省（国土交通省）と一体となって被災地支援・復興に向けて全力で取り組んでいる。今回の大震災に見られるように、国民の生命を守り、暮らしの安心と安全を確保することは国の責任であり、同時に、国と地方のそれぞれが責任を持ち役割を果たすことによって、国民の生命と人権を守ることができるものと考えている。

行政がどこを担うか考えるとき、住民の安全、安心な暮らしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることに異論はないものの、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政に当たっては、地方自治体が行うよりも国の方が、効率的、効果的に担えるのは明らかと言える。

については、下記の事項について実現されるよう強く求める。

### 記

- 1 震災復興と被災地対策を初め、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は国が責任を持って直接実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 日

岩見沢市議会

### 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣